

【諮問（個人）第195号】

3 川 情 個 第 8 号
令和3年7月9日

川崎市長 福 田 紀 彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 早 川 和 宏

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和2年8月19日付け2川総コ第84号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年2月21日付けで、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、自身の生活保護の資料のうち、ア 実施機関が他区役所に情報の提供を行った生活歴の内容及び日時の記録、イ 交通事故で負った傷病について医療扶助を実施するまでの経過の記録、ウ 医療扶助実施決定後に決定内容を関係病院に連絡した日時の記録、エ 関係病院から治療費の請求書が実施機関に届いた日時の記録について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る文書として、「生活保護受給開始から請求を行うまでの生活保護資料」の一部を特定し、(1)に示す請求内容のエについては、病院は実施機関に直接請求は行わないため記録が存在しないとして、令和2年3月5日付けで拒否処分を行い、(1)に示す請求内容のアからウについては、その一部が条例第17条第6号又は同条第1号に該当するとして、同日付けで一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年3月17日付け審査請求書で、本件処分のうち、文書の7枚目18行目14文字目から20行目の不開示部分につき、開示の裁決を求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第195号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和2年3月17日付け審査請求書、令和2年5月20日付け及び令和2年6月9日付け反論書によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 文書7枚目18行目14文字目から20行目の不開示部分の開示裁決を求める。不開示部分に含まれるセンシティブな要配慮個人情報を、実施機関が本人の同意を得ず、開示情報提供したことは違反だと考え、その部分を知りたい。不開示理由に関係性云々とあるが、他区役所高齢・障害課の職員とは話をしており、事情も理解されているため、関係性云々は理由に当たらないと考える。
- (2) 条例第17条第6号該当箇所について、理由は民間事業所と記載があるが、記録にはタクシー会社とあり、条例第17条第6号には当たらない。また、審査請求人はタクシー会社にも問合せしないため、関係性に支障は及ぼさない。指導を受けたり謝罪をした覚えもなく、開示されないと真実が明らかにならない。
- (3) 条例第17条第1号該当箇所について、要配慮個人情報の漏洩について、川崎市個人情報保護委員や川崎市市民オンブズマンに申立てをしており、この不開示部分を明らかにしなければならない。要配慮個人情報の開示については、

実施機関も他区役所高齢障害課も認めており、今更不開示にする必要性はない。記録の開示請求については事前通告しており、責任逃れの不開示で悪質だ。

- (4) 弁明書2ページ(2)イについては本件開示請求を拒み、本件不開示部分の記載事実そのものを、開示請求していないにもかかわらず別途添付証拠書類(新規ケース記録No.1 No.2)を提出別添してきた悪質な嫌がらせである。
- (5) オンブズマン苦情調査結果通知書の中で、担当の係長は、当日、病院を受診していないと、事実と異なる回答を市民オンブズマンに行っている。平気で虚偽記載を行う人間性が理解できる証拠である。その他も、事実と異なる回答が行われており、敵意悪意怠慢と言わざるを得ない。担当係長及び担当ケースワーカーを絶対に許すことが出来ない。

4 実施機関の主張要旨

令和2年4月24日付け弁明書、令和2年7月10日付け再弁明書及び令和3年3月5日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例第17条第6号該当部分については、民間事業所と本市担当者の電話のやりとり内容の記載である。当該該当部分の開示を行うことは、当市と民間事業者の信頼関係を損ね、今後、民間事業者から協力を得られなくなる可能性があると思込まれる。保護受給者が民間事業者のサービスを利用しながら生活を円滑に送ることは、保護受給者の自立の助長を目的とする事務の目的達成につながるものであり、開示により適正な事務の遂行に支障をきたすおそれがあるため、条例第17条第6号に該当し不開示とした。
- (2) 条例第17条第1号該当部分については、不開示箇所は、個人の評価、診断、判定、指導等に関する情報が記載されており、開示により、審査請求人の支援を行う者と審査請求人の円滑な支援関係構築に支障がでるおそれがある。障害者総合支援法による支援を受けながら円滑な在宅生活を送ることは、生活保護の事務の目的である保護受給者の自立の助長につながるが、開示により事務の目的達成が著しく困難になることにより、審査請求人自身の不利益にもつながるため、条例第17条第1号に該当し不開示とした。
- (3) 審査請求人の審査請求理由については、本件処分の取消しを求める目的であり、本件処分の妥当性に関わりがない。
- (4) 審査請求人は、反論書において、条例第17条第6号該当部分に関し、タクシー会社に問合せをする予定がないため、条例第17条第6号に当たらないと主張するが、この主張は、審査請求人が不開示部分に記載の内容を推測し、その推測に基づいたものである。当該民間事業者がどこであるか、その内容を知りえた後の審査請求人の行動について、実施機関は予測しえないものであり、生活保護業務に関する関係機関との信頼関係を維持し、今後の適正な事務遂行を担保するため、本件処分は妥当である。
- (5) 審査請求人は、反論書において、条例第17条第1号該当部分に関し、審査請求人がすでに把握している情報を不開示にする必要はないと主張するが、この主張は、

審査請求人が不開示部位に記載の内容を推測し、その推測に基づいたものであって、当該不開示判断が妥当であるか否かに関わりがない。

5 審査会の判断

(1) 本件では、審査請求に係る対象公文書のうち、実施機関が①条例第17条第6号及び②同条第1号にそれぞれ該当する部分があるとして不開示としたことから、以下、判断する。

(2) 条例第17条第6号の規定は、開示請求に係る保有個人情報のうち、開示することにより、同号に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示とするものである。

そこで、対象公文書を検討するに、民間事業所と本市担当者の電話のやりとり内容の記載部分であることが認められるところ、仮にこれが開示されることになれば、本市と民間事業者の信頼関係を損ね、今後、民間事業者から協力を得られなくなる可能性があると思込まれることなど、開示により、生活保護受給者の支援事業に係る適正な事務の遂行に支障をきたすおそれがあるといった実施機関の主張には信頼に足ると考えられる。このことから、当該部分に係る対象公文書を不開示とした実施機関の判断は正当である。

(3) 次に、条例第17条第1号の規定は、開示請求に係る保有個人情報のうち、開示することにより、開示請求に係る本人等の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示請求者に知らせないことが正当と認められるものについては、不開示とするものである。

そこで、対象公文書を検討するに、当該部分は本件請求人個人の評価記載箇所であると認められるところ、これ自体が開示されれば、審査請求人が生活保護を受けるうえで、同人と同人の支援を行う者との間の円滑な支援関係構築の支障が生ずるおそれがあるといった実施機関の主張には信頼に足ると考えられる。このことから、当該部分に係る対象公文書を不開示とした実施機関の判断は正当である。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	飯島奈津子
委員	嘉藤亮
委員	友岡史仁
委員	中島美砂子